

【別紙2】

滋賀県内において創業を行う者、または滋賀県内に主たる事業所等を有する中小企業者および中小企業グループへの支援を行う者として知事の認める者とは、下記のとおりです。

①中小企業地域資源活用促進法の適用範囲となる次の者
・企業組合、協業組合
・事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会
・農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人
・漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会
・森林組合、森林組合連合会
・商工組合、商工組合連合会
・商店街振興組合、商店街振興組合連合会
・生活衛生同業組合、生活衛生同業組合、生活衛生同業組合連合会
・酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会
・鉱工業技術研究組合
② 社団法人及び財団法人（民法第34条）
③ 商工会及び商工会連合会（商工会法）、商工会議所（商工会議所法）
④ 中小企業団体中央会（中小企業等協同組合法）
⑤ 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法第2条）
⑥ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人